

# 有田地方の陶磁器生産と森林伐採

文学研究科歴史学専攻博士前期課程二年

川久保 美 紗

二、『日本山海名産図絵』にみる陶業用薪  
まずははじめに「日本山海名産図絵」<sup>\*2</sup>における伊万里焼をみて  
いく。

## 一、はじめに

有田地方の陶磁器は、その美しさから国内だけでなく海外からも注目を集めた。佐賀藩は、藩窯を設けるほかさまざまな保護を行っていた。そして、陶磁業は藩の財政を潤すような事業に成長した。有田地方の陶磁器についての研究は、美術面、技術面、また輸出が盛んであつたため流通史、についての研究が多くなった。陶磁器そのものを研究対象とすれば、その材質や、どこで採れた鉱石を使用しているか等が分かるであろう。しかし、陶磁器の焼成過程における燃料というものは、なかなか表立つて出てこないものである。いくら質の鉱石を使用したとしても、腕のある陶工がいても、燃料が供給されなければ焼物事業は上手くいかない。多くの焼物を売り出すためには、それと比例して多くの燃料が必要になる。よって、燃料の重要性というのは、大きいはずである。どのくらいの量の木が伐採されていたのか。伐採後の供給対策としての佐賀藩の造林等は以前に述べたので割愛する<sup>\*1</sup>が、本稿では、藩側からだけでなく、製作を行う皿山では燃料をどのように確保していたのか検討したい。

### 【史料1】 ●陶器

諸州数品有中にも肥前国伊万里焼と云を本朝第一とす此窯山凡十八ヶ所を上場とす

○大河内山 ○三河内山 ○和泉山 ○上幸平 ○本幸平

○大椿 ○中椿 ○白川 ○稗古場 ○赤絵町

○中野原 ○岩屋 ○長原 ○南河原上下二所

○外尾 ○黒牟田 ○広瀬 ○一の瀬 ○恋法山

等にて此内大河内ハ鍋島の御用山三河内ハ平戸の御用山にして他に販売する事を禁ず伊万里ハ商人の幅狭せる津にて焼造るの場にハあらず凡松浦郡有田のうちにして其内中尾三ツの股稗古場ハ同國の領ちがひ又広瀬などハ青磁物多くして上品なし都合二十四五所にハたれとも十八ヶ所ハ泉山の脇にありて是土の出る山也

諸国数品ある中にも、肥前国伊万里焼を本朝第一とする。この窯山は、おおよそ十八ヶ所ある。  
・大河内山 ・三河内山 ・和泉山 ・上幸平 ・本幸平

・大樽 　・中樽 　・白川 　・稗古場 　・赤絵町  
 ・中野原 　・岩屋 　・長原 　・南河原上下二所  
 ・外尾 　・黒牟田 　・広瀬 　・一の瀬 　・応法山  
 等にて、この内大河内は、鍋島の御用山である。三河内は平戸の御用山で他に販売する事を禁じた。伊万里は商人が幅濶する津であり、焼造る場ではない。釜場は計二十四、五所の内、十八ヶ所は泉山の脇にある。泉山は土の出る山である。

伊万里焼は、本朝第一とされており、日本国内で高い価値を有していることが分かる。

### 【史料2】

○素焼の窯ハ家の内にあり本窯ハ斜阜山岡の上に造りて必平地にハなく皆一窯宛一級高くし内の広さ凡三十坪是を六ツも連接して悉く其接目に火氣の通する窓を開く然れども火ハ窯ごとに焚く也

内にハ器物をのする台あり即土にて制しつつ宛のせて寸隙なく一方を細長く明置それへ薪を入れる、此火門八寸に高二尺計余にして

焚こと凡昼夜三四日にして一窯に薪凡二万本を費やす尤焚様に手練ありて上人下人の雇賃を論ず追々投込にただ木の重さならぬや

うにするをよしとす又戸口の脇に手鞠程の穴有是を時々蓋をとりて度量を候ひ其成熟を見れバ火を消し其まゝよく冷して取出すに一窯の物凡百俵に及べり

にはなく、皆一窯ずつ一級高くし内の広さは約三十坪である。これを六つも連接して、その接目に火氣の通じる窓を開く。しかし、火は窯ごとに焚く。内には器物をのせる台がある。一つずつのせて、火隙間なく一方を細長く明け置き、そこへ薪を入れる。この火門八寸に高二尺計余<sup>※3</sup>で焚くこと約昼夜三、四日で一窯に薪約二万本を費やす。もつとも焚き方に手練あつて、上人下人の雇賃を論じる。また戸口の脇に手鞠程の穴が有る。これを時々、蓋をとつて度量を窺い、それが成熟したら火を消し、そのままよく冷して取出す。一窯の物。約百俵に及ぶ。

この記述から当時の登り釜の様式が分かる。三十坪の窯を六つも連接するので、内部面積は広い。内部の温度を焼成温度である1300℃まで上げるために、火力が必要であるし、そのための薪も大量に必要であろう。ここでは、三、四日昼も夜も焚き続けて、薪約二万本を使用すると書かれている。

### 三、鍋島藩窯における薪

素焼の窯は家の敷地内にあり、本窯は山丘の上に造つて必ず平地

佐賀藩は、寛永五年（一六二二八）に藩窯を開設している。目的は、とくに優れた作品を将軍家や諸大名への贈り物として献上するためであった。以後二五〇余年にわたり、佐賀藩は巨額の資金を投じて最良の原料を選び、優れた工人・絵師をつかい、藩窯を続けた。延宝三年（一六七五）に、大川内へと移されてからは、格調高い色鍋

島が起こった。藩の独占企業としての藩窯内に「陶器方」を設け、藩政組織内に「皿山代官」の職制を定め、本格的に陶業の振興を行つた。

藩窯の組織や職制は、独占的な色彩が強い。しかし、この藩窯の存在によって有田皿山を中心とした内山、外山、大外山の各窯場は種々の制約はあつたにしても、生業上の保護を受けてきたのである。永竹威氏は「鍋島の本藩が藩窯の制と皿山代官の職制を設けなかつたならば、陶石にいくら恵まれた有田であつても、今日の隆盛はみなかつたであろう。」<sup>※4</sup>としている。

藩窯は藩政の上に強く反映された。それは、本藩の産業保護奨励策の1つであったからである。したがつて、藩庁直属の有田皿山会所という取締保護に任ずる役所があり、この役所の下に御道具山、即ち藩窯が置かれていた。また、御道具山には、本藩より派遣された御陶器方役の詰所があつた。御陶器方役と皿山代官は、相互の緊密なる連絡を保ちながら藩窯の運営保護と民窯の奨励に当たつたのであつた。<sup>※5</sup>

### 藩窯の職制

#### 藩政の上から見た組織

鍋島本藩—藩庁—有田皿山代官—御道具山詰所、本所役所、

石場詰所

覚

B No. 1

#### 【史料3】

御陶器方役（御道具山詰）

一、木五万二千八百五十本  
代金十六両一均五札

右之通り慥ニ受取申候

つぎに【大川内山金武家所蔵 鍋島藩窯文書】<sup>※6</sup>をみていく。解題によると、これは伊万里市大川内町大川内山の金武昌人家に伝わる鍋島藩窯関係の史料を集成したものである。内容にしたがつて、

A—製品

B—爐木

C—御細工人

D—御手伝釜焼および細工人・絵書・下人

E—御手伝釜焼の稼動と製品・取引

に分類されている。

原史料はかつて古襖の下張りから採取されたものであるため、ほとんど原形をとどめていない。そのよつた形態上の欠陥はあるが、はじめて藩窯の実態の一端が窺える史料としての価値は小さくないという見解が出されている。

所蔵の金武家は、藩窯時代、その釜番役を勤めたと伝えるが、この史料が同家に伝わる事情といかなる関係にあるか、定かではない。この【鍋島藩窯文書】の中から、Bに分類されている爐木についての史料を見ていただきたい。

以上

卯極月廿四日

(判)

松尾宇助○

七五郎殿

畠瀬十兵衛様

B No. 4

覺

爐木一万五千本

右之通大川内山平太夫江相渡可被申候、追而代銀を以引合可

申候、以上

(判)

爐木一万千本

右手伝与太郎江可被相渡候、追而代銀を以引合可被相成候、

以上

三月十九日

中溝五兵衛

B No. 2

覺

未十一月廿八日

中溝五兵衛○

石井嘉右衛門

(判)

円蔵寺分

伊助殿

B No. 5

七郎兵衛

爐木代

一、金八両

六月三日納

一、同十三両

メ金二十一両

(判)

B No. 3

覺

一、爐木一万二千本

重七

一、同 一万本

弥右工門

メ木右人江可被相渡候、追而代銀を以引合可被相成候、

以上

二月十九日

中溝五兵衛○

内

三番釜ニ納ル

銀四百五十四匁九分九厘

四番釜ニ納ル

同九百十匁一厘

これらの史料から、非常に多くの数の薪木が取り引きされていたことが分かる。これらの買主については、名前しか記載がされておらず、大川内山のどこの釜場の者かは分からぬ。年代も未詳である。しかし、当時の薪の量や値段を窺い知ることができる。この薪の量は先述した『日本山海名産図絵』とも近い数値である。このほかEの取引に関係する史料でも薪の記述が所々に見受けられた。

#### 四、有田皿山代官と燃料確保

有田『皿山代官旧記覚書』<sup>\*7</sup>は、延享三年（一七四六）より文

政十年（一八一七）までの二十二代の歴代代官の日記、及び寛延三年（一七五〇）より文政二年（一八一九）までの二十四冊の申達帳、及び寛政元年（一七八九）以来の十五冊の達帳を集成したものである。その内容のほとんどは、有田皿山代官と佐賀本藩請役所、小物成所、代官管轄下の釜焼・陶商・庄屋・絵書・細工人等との間にとりかわされた公文書の写しである。文書の数の割合は、明和・安永・

寛政・文化期のものが多い。

#### 皿山代官について

皿山代官所は享和元年（一八〇二）十二月、藩主鍋島治茂のときに大庄屋を廃止して郡区に設けた七代官所の一つである。代官所の位置は初め大木宿にあつたが、後に白川に移された。管轄区域は有田の内山・外山・大外山であつた。皿山代官所の組織は、旧記覚書の文化十一戌日記によると、皿山代官兼伊万里心遣（一名）、郡目付（一名）、御小物成所手伝兼皿山詰取納役兼楠久心遣（一名）、代官手許（一名）、皿山土場番（一名）、皿山詰下目附（一名）、御小物成所下役兼皿山詰取納役下役兼いまり楠久心遣下役（一名）、いまり有田在住代官下役（二名）、順差次（一名）、土場下番（四名）、泉山・岩谷川内山・市ノセ山・広セ山・嬉野内野山各々の足輕（計五名）、いまり津仮屋敷詰足輕（一名）、皿山詰取納方定部手男（二名）の二十二名の他に、大川内詰郡目附・陶器方下役男がいた。この中に「土場」に関連しそうな役職名はあるが、薪等の燃料に関する役職名は見当たらない。

明和六年（一七六四）の日記には皿山代官深江武兵衛が御山方に宛てて書いた次のようない記述がある。

【史料4】明和六年　「明和六年日記」

但、御山方山床伐仕与伐替願、釜焼より此跡差出置候願ニ今度口達書並書状相副、

一、有田皿山釜焼炉木先年御伐仕与山相願候処、白川山願之通

被仰付、只今迄、右を以、釜焼相続仕罷在候処、最早右御山床も伐尽ニ相成候趣ニ付、今般尻なし尾山御伐仕与を以被渡下度旨、別紙釜焼共より願書差出申候、且又、大川内御用陶器焼調用薪之儀ハ、只今ハいまり郷郷古山御側引請ニ相成、相調儀ニ候得ハ、右年限無間も儀ニ候得ハ、右御山床伐仕与候上ニ而ハ、何御用釜薪御伐仕与無之候半而、不相叶之処、近在ニ松木立御山床尻なし尾山之外不相見、右山床今度皿山釜焼共願之通被差免候節ハ、大川内御用薪到于時、差支儀者有之間敷哉、夫迄も皿山釜焼中薪之手支反的釜積入等不相叶通御座候而ハ、相叶間敷、何レ双方不差支通御吟味可有御座義と奉存候、右一通御役筋御吟味之儀私より不及口達儀ニ候得共、大川内之儀聊大切之御用物焼調申儀ニ而、万一到于時差支儀共御座候而ハ、不相叶氣付之趣口達仕儀ニ御座候、已上、

丑六月八日

羽室清左衛門殿 重松喜衛門殿

深江武兵衛

このように御山方山床伐りの仕組の代替願が出されている。

有田皿山の釜焼の燃料となる爐木の伐採について先年、願いを出していた。そして、白川山の木を使用して釜焼を続けていたが、最早白川山の木も伐り尽くしてしまった。そこで、尻なし尾山<sup>おひ</sup>の木を伐採したいので、釜焼共が願書を出していった。且つ、大川内御用陶器の窯の薪も、今は伊万里郷の郷古山が引き請けているが、こ

れも間もなく伐り尽くしてしまった。近在の山で松木立の山は尻なし尾山の他はなく、釜焼共の言う通りに許可したら、大川内御用薪に差し支える。しかし、有田皿山の釜積み入れがうまくいかない。双方に差し支えない方法を吟味してもらいたい。大川内は大切な御用物を焼くので、万一差し支えることがあれば、御用物を焼くことができない。と訴えている。

この記述は、「東西御山仕立方達」<sup>※9</sup>が出される約三十年前のものである。当時の山が伐り尽くされている様子が分かる。

ここで全てを紹介できないが、有田皿山代官の元には、陶磁器を製作する現場の訴えや願い出が集まっていたことが分かる。

## 五、おわりに

本稿では、有田地方の陶磁器焼成における薪について藩側の史料だけでなく、皿山側の史料を基に考察した。そして、実際に使用されていた薪の量と、陶磁器生産のために近郊の山々が伐採されていた様子が分かつた。また具体的に山を有田皿山用・鍋島藩窯用と区別していたことも窺える。一釜の薪の量からして有田地方一帯を補うために必要な量は、膨大なものになる。陶磁器生産が盛んになると比例して、森林伐採は進み、予備林までも伐り尽くす事態になつたようである。

後に、造林が推進されており、それは陶磁器生産という目的に沿つ

た産業保護の政策であったといえる。今後の課題としては、具体的な伐採面積の割り出しを行い、検討したいと思う。

参考文献

- 〔注〕  
※1 詳しくは「ゆけむり史学第三号」四一六頁～五一一頁。  
※2 「日本山海名産図絵 卷之五」（浪花書肆版 一七八八年）  
※3 火門二四四、高さ六十cm程。  
※4 永竹威「藩窯の經營組織」〔鍋島藩窯の研究〕（佐賀県文化館  
一九五四年）四十頁。  
※5 同 四四頁。  
※6 「伊万里市歴史民俗資料館研究報告第一号 大川内山金武家所蔵 鍋  
島藩窯文書」（伊万里市歴史民俗資料館 一九九七年）  
※7 「有田皿山代官旧記覚書」（佐賀県立図書館 鍋島文庫所蔵）  
※8 おそれ山、予備林。  
※9 農林省編「日本林制史資料」（第十八卷 佐賀藩・島原藩篇）（朝陽  
会 一九三三年）一五八頁～一六二頁。詳しくは「ゆけむり史学第三号」  
四六頁～五一頁。  
【史料1】【史料2】：「日本山海名産図絵 卷之五」（浪花書肆版  
一七八八年）  
【史料3】：「伊万里市歴史民俗資料館研究報告第一号 大川内山金武家所  
蔵 鍋島藩窯文書」（伊万里市歴史民俗資料館一九九七年）十一一頁。  
【史料4】：池田史郎編「皿山代官旧記覚書」（金華堂 一九五三年）一一一頁。  
・農林省編「日本林制史資料」（第十八卷 佐賀藩・島原藩篇）（朝陽会  
一九三三年）  
・「日本山海名産図絵 卷之五」（浪花書肆版 一七八八年）  
・「佐賀藩林政沿革史」（熊本大林区署 一九二二年）  
・佐賀県林業史編さん委員会編「佐賀県林業史」（佐賀県 一九五〇年）  
・永竹威「藩窯の經營組織」〔鍋島藩窯の研究〕（佐賀県文化館 一九五四年）  
・「伊万里市歴史民俗資料館研究報告第一号 大川内山金武家所蔵 鍋島藩  
窯文書」（伊万里市歴史民俗資料館 一九九七年）  
・池田史郎編「皿山代官旧記覚書」（金華堂 一九五三年）  
・池田史郎「佐賀藩研究論功 池田史郎著作集」（出門堂 二〇〇八年）  
・「日本近世窯業史」（復刻版）（柏書房 一九九一年）